



発行／弁護士法人 リーガルプラス

代表／谷 靖介【東京弁護士会所属】

所在地／〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ／TEL: 03-6265-1686 FAX: 03-6265-1132

ホームページ／<https://legalplus.jp/>

新しい譲渡担保・所有権留保法制

1はじめに

かねてから、不動産以外の物に担保権を設定する方法として、法律上明文の規定はなかったものの、実務上「譲渡担保」「集合動産（集合債権）譲渡担保」「所有権留保」という制度が用いられてきました。これについて、ルール形成が判例にゆだねられていたこと、判例がなくルールが不明確な論点も多かったことなどもあり、明文による規定の必要性が以前から指摘されていました。

これを受け、令和7年6月6日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」が公布され、公布日から2年6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとなりました。あわせて、関係法令の整備法も同時に定められています。

2 譲渡担保契約の効力

譲渡担保契約については、動産、債権、その他譲渡可能な財産（不動産等を除く）を目的として設定可能であることが明文化されました。あわせて、譲渡担保権者の権限（優先弁済権、物上代位、物権的請求権）、譲渡担保権設定者の権限（後順位の譲渡担保権設定、目的動産の使用収益、物権的請求権）、根譲渡担保権に関する制度、所有権留保契約の規律も定められました。

3 集合動産、集合債権を目的とする譲渡担保権

一定の範囲に属する多数の動産や債権を対象とする集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保についても、その特定方法や設定後に含まれる動産や債権にも効力が及ぶことや対抗要件具備が明文化されました。また、設定者は原則としてその範囲に含まれる動産の処分や債権の取立てができる一方、全体の価値を維持する義務を負うことも明らかにされました。

4 他の担保権との優劣関係

他の譲渡担保権や先取特権、質権と競合した場合は、原則として対抗要件具備の先後によって順位が定まることが明文化さ

れました。例外として、占有改定は外部からの認識が難しいため対抗力が劣後すること、目的動産と牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権（牽連性担保権）について優先的に取り扱うことも定められました。

5 実行に関する規律

譲渡担保権の実行に関しても新たに規律が定められました。かねてから認められていた私的実行である帰属清算方式（目的物を担保権者が取得する方式）、処分清算方式（目的財産を第三者に譲渡して代金を弁済に充てる方式）に関する規律が定められたほか、あらたに動産譲渡担保権実行のための裁判手続（各種の保全処分、実行前の引渡命令、実行終了後の引渡命令）が創設されました。

6 倒産手続における取扱い

譲渡担保権設定者が倒産した場合、倒産手続において譲渡担保権者が担保権者として扱われることが明文化されました。あわせて、担保権実行手続中止命令の見直し（実行開始前の実行禁止命令、担保価値維持などの条件設定）、担保権実行手続取消命令の創設、集合動産・集合債権譲渡担保設定者の倒産手続開始後に取得する動産や債権に原則として譲渡担保権が及ばないことや否認対象行為についても定められました。



【上野法律事務所】

所属弁護士：若松 俊樹（わかまつ としき）

プロフィール

東京大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録以降東京で6年、茨城県水戸市で6年半強ほど一般民事や企業法務などの分野で執務。現在は上野事務所で、交通事故、労務事件などを中心に活動を行う。趣味は読書や音楽鑑賞、好きな言葉は「鬼手仏心」、「神は細部に宿る」。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

(オンライン対応) セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスマントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail : mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

交通事故解決事例

事業の概要

Aさんは、渋滞により停車していたところ、後方から来た車両に追突されてしまい、頸椎捻挫等の怪我を負ってしまいました。

その後、病院の医師の指示に従い、約4カ月に渡り通院していましたが、実通院日数（通院回数）は6日でした。

相手方保険会社より、賠償金額の提案がありました。その内容が慰謝料10万円というものだったので、Aさんはご相談に来られました。

1 傷害慰謝料の計算と通院頻度について

傷害慰謝料の計算基準は主に3つあるといわれています。

1つ目は自賠責保険の基準であり、最低限の基準となっています。

2つ目は、弁護士（裁判所）基準と呼ばれるもので、基本的に弁護士にご依頼いただいた際には、この基準で計算します。

3つ目は任意保険の基準とされるもので、自賠責保険の基準と弁護士（裁判所）基準の間の基準といわれていますが、実態は公表されていません。

また、弁護士（裁判所）基準で慰謝料を計算する場合には、通院期間で慰謝料を計算します。

そのため、実通院日数の多寡ではなく、通院期間の長短が問題となります。

もっとも、実通院日数が極端に少ない場合等には、通院期間を実通院日数の3倍から3.5倍と計算するのが妥当な場合もありますので、頸椎捻挫・腰椎捻挫等の場合には、週に2、3回程度、整形外科への通院をお勧めいたします。

2 解決までの経緯

Aさんが最初に受け取った提案の内容は、自賠責保険の金額（4300円×6日×2倍=5万1600円）に多少の増額をした提案でした。

そこで、弁護士（裁判所）基準で約4カ月の慰謝料を計算しなおすと、慰謝料のみで約62万円となりましたので、この金額で

相手方との交渉を始めました。

相手方は、実通院日数が6日であり、頻度としても最初の1カ月以外は月に1回の通院だったので、「通院が長期不規則であり、実通院日数の3倍で計算すべきである」と主張してきました。

弁護士が慰謝料の算定の際に参考にする「交通事故損害額算定基準—実務運用と解説—」によれば、「長期・不規則」な通院とは「1年以上にわたりかつ通院頻度が極めて低く1カ月に2～3回程度の割合にも達しない場合」を指すとされています。

本件Aさんの場合には、「1年以上」の治療ではなかったため、その点を強く主張し、早期解決のため、当初の約62万円の7割である約43万円で合意できました。

3 おわりに

Aさんのように、病院の指示に従って通院をされている場合、どうしても実通院日数が少なくなってしまう場合があります。

もし事故に遭われた場合、お早めにご相談いただけますと通院についてのご助言が可能な場合もございますので、お気軽にご相談ください。

また、相手方保険会社からの賠償の提案が適正なものであるかご不安がある方も、是非一度、当事務所をご相談ください。



【東京法律事務所】

所属弁護士:常世 紗雪(とこよ さき)

プロフィール

中央大学法学部法律学科卒業、一橋大学法科大学院修了。弁護士登録後は主に、交通事故、労働事件、離婚・不貞問題を中心に活動を行う。コミュニケーションを疎かにせず、ご依頼者様に心からご納得・ご理解いただけるように説明することを心がけている。好きな言葉は「進まざる者は必ず退き、退かざる者は必ず進む。」

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間1,000件以上の実績^{*}がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

*2025年1月1日～12月31日

新年のご挨拶

昨年中は格別のお引立てを賜り、心より御礼申し上げます。

昨年の相談数は3,000件を超え、各拠点で個人・企業様から多様な相続・法律相談をお受けしております。

今年も「安心の法律サービスで、あなたを守る」をモットーに、より質の高いリーガルサービスのご提供を図るべく、新人弁護士の加入や弁護士スタッフへの教育研修の充実などにより、組織の基盤強化をさらに進める所存です。

今年も変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。



弁護士法人リーガルプラス
代表弁護士 谷 靖介

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30～18:00）